

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 5 号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和 3 9 年函館市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 7 項中「その件数および金額を明らかにした」および「および収入日計引継書」を削る。

第 3 0 条中「収入日計引継書」を「収入日計表」に改める。

第 1 2 4 条第 1 2 号を同条第 1 3 号とし、同条第 1 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 収入日計表

別表 4 中 「

観光企画課	観光企画課長
-------	--------

 を

「

観光総務課	観光総務課長
-------	--------

 に改める。」

別表 5 中「観光企画課長」を「観光総務課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。